九州中央山地地域広域捕獲事業実施計画（ニホンジカ・イノシシ）
（令和８年１０月１５日から令和９年３月３１日まで）

作成主体：熊本県、宮崎県

１　計画作成の背景及び目的等

九州中央山地地域は、宮崎県北西部から熊本県東部に位置し、両県境に広がる大規模な山岳地帯である。当該地域はブナ・ミズナラ等の冷温帯林が広がり、貴重な天然林を形成しているが、近年のニホンジカの高密度化に伴い、ブナ林の下層植生の採食や樹皮剥ぎが深刻化し、森林の更新阻害および生物多様性の低下が危惧されている。当該地域は急峻な地形により通常の有害鳥獣捕獲が困難な区域を多く抱え、県境を跨いだ個体移動も懸念されている。

また、イノシシについては、生息数の増加や分布域の拡大により農林産物への被害が深刻化していることから、両県が第二種特定鳥獣管理計画を策定して、イノシシによる被害額を熊本県は１億５千万円まで、宮崎県は令和８年度までに９千万円以下に抑えることを管理目標に定めており、被害防止対策等を講じていく必要がある。

このことから、熊本県と宮崎県の両県が連携を図りながら、指定管理鳥獣捕獲等事業によるニホンジカ・イノシシの広域捕獲に取り組み、捕獲を強化することが必要である。

（注）連携協議会に参加する各都道府県の第二種特定鳥獣管理計画の目標達成に向けた取組の１つとして、当該協議会を設立し、本計画の作成に取り組むこととした背景、当該計画における目的等について記載する。

２　対象とする指定管理鳥獣の種類

ニホンジカ・イノシシ

３　捕獲等の実施区域

実施区域名	住所等	概況	選定理由・目的	他法令等
熊本県上益城地域	山都町鎌野	標高 350～1,500m ほど。広葉樹林と人工林を形成する急峻な地形である。 捕獲場所までのアクセスは、国道 218 号、444 号線を始め、各種公道が通じ	当該区域は高標高域で捕獲困難地が多く、十分な捕獲が行われにくいことから、ニホンジカやイノシシの生息密度が高い地域である。 また、対象地域はシカの食害による下層植生	

		ているほか、主要林道も整備されている。	の被害も確認されていることから、森林生態系への影響が懸念される。	
宮崎県椎葉地域	椎葉村	標高 350～1,700m ほど。 当該地域はブナ・ミズナラ等の冷温帯林が広がり、貴重な天然林を形成している。 捕獲場所までのアクセスは、国道 265 号線を始め、各種公道が通じているほか、主要林道も整備されている。	当該地域はニホンジカの生息密度が継続して高い状況にあり、林内の下層植生、希少野生植物への食害が深刻な状況である。また、当該区域の周辺におけるニホンジカやイノシシによる農林作物への被害が多いことから、捕獲を強化する必要がある。	鳥獣保護管理法（県指定三方界鳥獣保護区、国見岳鳥獣保護区（特別保護地区を除く））、自然公園法（九州中央山地国定公園）、森林法（国有林）

（注）1　実施区域名欄には、実施区域の名称を記載する。

2　住所等欄には、都道府県名、市町村名及び地名等を記載する。

3　概況欄には、捕獲コストの要因も分かるよう、事業実施場所の環境（地形、標高、植生、気象条件、土地利用状況、林道の整備状況）、アクセス性（捕獲場所までの移動方法、所要時間）、事業実施の際の宿泊の必要性等を記載する。

4　選定理由欄には、当該計画を作成するに当たり行った調査結果や既存の捕獲等の実施状況等を踏まえ、当該区域を選定した理由として、捕獲等によって目指す地域の状態（被害や密度等の状況）や、そこで実施する必要性や効果等を記載すること。

5　他法令等欄には、国・都道府県指定鳥獣保護区、国立・国定公園、国有林、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に定める被害止計画の対象地域、国や市町村による捕獲事業の実施区域等、事前の調整や協議等が必要な地域と重複する場合においては、その名称を記載する。

6　実施区域の全体を示す地形図等の図面を添付する。

4　目標

実施区域	目標	備考
熊本県上益城地域	捕獲目標頭数： シカ 50 頭、イノシシ 50 頭	
宮崎県椎葉地域	捕獲目標頭数： ニホンジカ 90 頭、イノシシ 13 頭	

（注）連携協議会に参加する各都道府県の第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標を考慮・勘案

し、広域捕獲計画の目標として、実施区域毎の被害や密度・分布域等に関する目標及びそのために必要な捕獲数等の具体的な数値等を記載する。なお、５に掲げる捕獲等の対応別の捕獲数目標についても備考欄に記載する。

5　目標の達成に向けた捕獲等の対応

○熊本県（上益城地域）
　熊本県による指定管理鳥獣捕獲等事業（効果的捕獲促進事業（広域連携タイプ）による捕獲。
捕獲は、わな猟（くくりわな等）とし、状況に応じて止め刺しの際に銃器を用いる。

○宮崎県（椎葉地域）
　宮崎県による指定管理鳥獣捕獲等事業（効果的捕獲促進事業（広域連携タイプ）による捕獲。捕獲は、銃猟（誘引捕獲、巻狩り）又はわな猟（くくりわな、箱わな）とする。

（注）１　本計画の目標に向けた捕獲等をどのように実施するのか記載する。（連携協議会による捕獲（許可捕獲）や、各都道府県における許可捕獲、指定管理鳥獣捕獲等事業、狩猟などの区分を記載する。また、なぜその対応としたのか、対応が複数になる場合はすみ分け方法についても記載する。）

２　都府県が事業実施主体となり効果的捕獲促進事業における広域連携タイプと他の捕獲事業を組み合わせて広域捕獲を実施する場合、その概要、広域連携捕獲としての妥当性等を記載する。

6　捕獲の実施期間

実施区域名	実施期間
熊本県上益城地域	令和８年 11 月１日～令和９年２月 27 日
宮崎県椎葉地域	令和８年 11 月１日～令和９年２月 27 日

7　捕獲等の内容

（1）捕獲の方法等

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模	搬出・処分方法
熊本県上益城地域	・わな猟（くくりわな） ・銃猟（※止めさしのみ）	・くくりわな 約 5,000 基日（想定）	豚熱ウイルス蔓延防止を考慮し、関係機関と協議の上、適切な方法で埋設等を実施する。
宮崎県椎葉地域	・銃猟（誘引捕獲、巻狩り） ・わな猟（くくりわな、箱わな）	・銃猟 10 回程度（想定） ・わな猟 約 4,000 基日（想定）	野生イノシシにおける豚熱ウイルスの感染が確認されていることから、捕獲作業中及び作業後の消毒を徹底し、関係機関と

			協議の上、適切な方法で埋設等を実施する。

（注）1 広域捕獲計画の作成段階で記載可能な範囲で簡潔で記載する。なお、受託者との調整の上で決定する場合においては、現時点で記載可能な事項や想定する内容を記載する。

2 使用する猟法は、銃猟（誘引捕獲、忍び猟、巻狩り等）、わな猟（くくりわな、箱わな、囲いわな等）、網猟等の別について記載する。

3 銃猟にあっては非鉛製銃弾を使用する旨を記載する。ただし、非鉛製銃弾を使用できない場合は、鳥類の鉛中毒を防止するための具体的な措置を記載すること。

4 捕獲等の規模は、日数、人数、人工数、回数、わなの設置数等により目安を記載する。

5 効果的捕獲促進事業のうち広域連携タイプと他の事業を組み合わせて広域連携捕獲を実施する場合にあっては、広域連携の全体が分かるよう、他の事業の内容も含め記載すること。

（2）実施体制

○熊本県上益城地域
・事業実施主体：熊本県
・実施形態：委託
・委託業務の範囲：ニホンジカ・イノシシの捕獲（捕獲に付随する事項を含む）、捕獲個体の搬出・処分
・委託先：認定鳥獣捕獲等事業者

○宮崎県椎葉地域
・事業実施主体：宮崎県
・実施形態：委託
・委託業務の範囲：ニホンジカ・イノシシの捕獲（捕獲に付随する事項を含む）、捕獲個体の搬出・処分
・委託先：認定鳥獣捕獲等事業者等

（注）協議会が事業の実施主体となる場合、連携協議会名を記載する。また、隣接する都府県が連携して広域連携捕獲を実施する場合、関係する都府県名等を記載する。さらに、捕獲等の作業を直営で行うか委託するかを記載し、委託する場合は、委託の業務範囲と、想定される委託先（認定鳥獣捕獲等事業者への委託を想定等）を記載する。結果の把握及び評価並びに計画の改善を実施し得る体制を整備する場合や、大学・研究機関及び鳥獣の研究者等の専門家との連携をする場合はその旨を記載する。

8 効率的・効果的実施に向けた工夫

・両県が連携し、県境周辺における捕獲実施時期を同期させることで、効果的な捕獲に努める。
・捕獲技術や方法、前年度の事業実施区域における捕獲効率等の捕獲実績情

報を提示するほか、周辺区域の有害捕獲等の情報などについて、両県及び捕獲事業者と共有することにより、効果的な捕獲に努める。

（注）効率的・効果的に捕獲等を実施するための、捕獲場所や時期、方法、捕獲者選定における工夫点を記載する。

9　実施効果の測定・評価方法

（熊本県）
・センサーカメラによる撮影頻度調査
　上記のデータに加え、捕獲効率等の情報を収集し、学識経験者による意見を聴取し、最終的な事業評価を実施する。

（宮崎県）
・糞粒調査による生息密度の推定
・ブナ林等の下層植生における採食被害状況のモニタリング調査
・農林作物被害額の収集による被害状況の評価
　上記のデータに加え、捕獲効率等の情報を収集し、学識経験者による意見を聴取し、最終的な事業評価を実施する。

（注）実施地域において捕獲等が適切に実施されたかの確認及び目標（被害軽減や密度低減等）への効果を測る方法を記載すること（例：①下層植生の被度、②指定種の被度や個体数、③保全対象種の被度や個体数、④低嗜好性植物の割合、⑤ブラウジングラインの形成、⑥土壌流出、⑦事業区域内の植生被害状況の写真等を比較する等。）。そのために、どのような捕獲情報や被害・密度指標等を収集するのか記載し、整理、分析評価をどのように行い、各種計画（本計画や第二種特定鳥獣管理計画等）等へどのように反映するのかを記載する。なお、事業効果の比較は同じ場所・季節に行うことが望ましく、当該年度内での事業実施後の効果の確認が難しい場合は、次年度の実施とする旨記載すること。

10　その他

○豚熱ウイルス蔓延防止のための対策等について
　熊本県県南地域や宮崎県県北地域において、野生イノシシによる豚熱ウイルスの感染が確認されていることから、当該事業におけるウイルス蔓延防止のため、捕獲後の個体の処理方法に関して、実施事業者や関係機関との十分な協議を行うとともに、捕獲作業中及び作業後の消毒の実施など厳格に運用を徹底する。

（注）１～９の項目以外に追加する項目がある場合は、10 以降に追加して記載する。

九州中央山地地域　広域捕獲計画実施区域図
（ニホンジカ、イノシシ）

